

平成19年第1回臨時会

富良野市議会会議録（第1号）

平成19年1月26日（金曜日）

平成19年第1回臨時会

# 富良野市議会会議録

平成19年1月26日(金曜日)午前10時01分開会

## 議事日程(第1号)

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 報告第1号 専決処分報告(公共施設における人身事故の損害賠償について)  
日程第4 議案第1号 東4線道路改良舗装工事(東4線橋架換)請負契約の変更締結について  
日程第5 議案第2号 建物の取得について(富良野市中心街活性化センター)  
日程第6 議案第3号 建物の取得について(公営住宅)

## 出席議員(18名)

|    |     |         |     |     |        |
|----|-----|---------|-----|-----|--------|
| 議長 | 20番 | 中元 優君   | 副議長 | 6番  | 岡本 俊君  |
|    | 1番  | 今利一君    |     | 2番  | 佐々木 優君 |
|    | 3番  | 宮田 均君   |     | 4番  | 広瀬 寛人君 |
|    | 7番  | 横山 久仁雄君 |     | 9番  | 野嶋 重克君 |
|    | 10番 | 上田 勉君   |     | 11番 | 天日 公子君 |
|    | 12番 | 東海林 孝司君 |     | 13番 | 千葉 健一君 |
|    | 14番 | 岡野 孝則君  |     | 15番 | 菊地 敏紀君 |
|    | 16番 | 穴戸 義美君  |     | 17番 | 北 猛俊君  |
|    | 18番 | 日里 雅至君  |     | 19番 | 東海林 剛君 |

## 欠席議員(2名)

8番 千葉 勲君

## 説明員

|           |        |         |         |
|-----------|--------|---------|---------|
| 市長        | 能登 芳昭君 | 助役      | 石井 隆君   |
| 総務部長      | 下口 信彦君 | 市民部長    | 大西 仁君   |
| 保健福祉部長    | 高野 知一君 | 建設水道部長  | 里 博美君   |
| 看護専門学校長   | 登尾 公子君 | 商工観光室長  | 高山 和也君  |
| 中心街整備推進室長 | 細川 一美君 | 総務課長    | 松本 博明君  |
| 財政課長      | 鎌田 忠男君 | 企画振興課長  | 岩鼻 勉君   |
| 教育委員会会長   | 齊藤 亮三君 | 教育委員会会長 | 宇佐見 正光君 |
| 教育委員会会長   | 杉浦 重信君 | 監査委員    | 松浦 惺君   |

監査委員 小尾徳子君  
局長  
公事 平務委員 小尾徳子君  
局長

公平委員 島 強君  
會長  
公委 選舉管理委員 藤原良一君  
事務局長

事務局出席職員

事務局 桐澤博君  
局長 日向稔君  
書記 渡辺希美君

書記 大畑一君  
大津諭君

午前10時01分 開会  
(出席議員数18名)

### 開 会 宣 告

議長(中元優君) これより、本日をもって招集されました平成19年第1回富良野市議会臨時会を開会いたします。

### 開 議 宣 告

議長(中元優君) 直ちに、本日の会議を開きます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長(中元優君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第119条の規定により、

広瀬寛人君

東海林孝司君

を御指名申し上げます。

### 諸 般 の 報 告

議長(中元優君) 事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長桐澤博君。

事務局長(桐澤博君) - 登壇 -

議長の諸般の報告を朗読いたします。

本臨時会に市長より提出のありました議案第1号から議案第3号まで及び専決処分報告につきましても、あらかじめ御配付のとおりでございます。

次に、市長より行政報告の申し出があり、その概要につきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、本臨時会に出席を求めた説明員及び通知のあった説明員等につきましては、別紙名簿として御配付のとおりでございます。

本日の議事日程につきましても、お手元に

御配付のとおりでございます。  
以上でございます。

### 日程第2 会期の決定

議長(中元優君) 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長横山久仁雄君。

議会運営委員長(横山久仁雄君) - 登壇 -

議会運営委員会より、本日をもって召集されました平成19年第1回臨時会が開催されるに当たりまして、本日委員会を開き、運営について審議いたしました結果について、御報告申し上げます。

本臨時会に提出されました事件は、市長より提出の4件でございます。

このほかに、事件外といたしまして、市長の行政報告がございます。

委員会では、会期を本日1日間とし、案件の審議を願うことで意見の一致を見た次第でございます。

よろしく御協力を賜りますようお願い申し上げます。議会運営委員会からの報告を終わります。

議長(中元優君) お諮りいたします。

ただいま委員長より報告のとおり、本臨時会を運営し、会期は本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(「議長」と発言する者あり)

議長(中元優君) 18番日里雅至君。

18番(日里雅至君) 議案の関係なのですけれども、日程ですとか足りないものがあるような気がするのですけれども、これよろしいのでしょうか。

議長(中元優君) 暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時07分 開議

議長（中元優君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

ここで、配付資料に漏れがございますので、印刷をし配付いたしますので、暫時休憩をいたしたいと思ひます。

10時半まで休憩をいたします。

午前10時07分 休憩

午前10時32分 開議

議長（中元優君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

先ほど提出書類の不備があり休憩いたしましたことを、心からおわび申し上げたいと思ひます。

ここで事務局長より経過について御報告いたしたいと思ひます。

事務局長桐澤博君。

事務局長（桐澤博君） 会議録署名議員の指名の件、会期の決定及び臨時会説明員等の名簿につきまして配付が漏れておりました。深くおわび申し上げます。

大変失礼いたしました。

## 行政報告

議長（中元優君） この際、あらかじめ申し出のありました市長の行政報告に関する発言を許可いたします。

市長高田忠尚君。

市長（高田忠尚君） - 登壇 -

平成19年第1回富良野市議会臨時会行政報告をいたします。

1点目は、富良野広域連合準備委員会の設置についてであります。

平成18年8月28日に開催された富良野地区広域市町村圏振興協議会委員会では、自治のかたちとして示された4つ（市町村連携、広域連合、市町村合併、広域都市）の中

から、今後の富良野圏域の方向性として広域連合を選択することで合意されました。

その後、10月23日の委員会では、広域連合で処理することが可能な事務として、消防組合（上川南部、富良野地区）、学校給食組合、串内草地組合、国民健康保険、介護保険、火葬場、広域圏事務を選定し、具体的な検討を始めるために平成19年1月15日に富良野広域連合準備委員会を設立いたしました。

準備委員会の構成メンバーは5市町村長とし、会長に富良野市長が選出されました。事務局は、富良野文化会館1階に設置し、各市町村1名の5名体制で作業に当たります。

今後、平成20年4月の広域連合の設置を目指し、幹事会、専門部会を設け、具体的な検討を進めてまいります。

2点目は、ジャガイモシストセンチュウの発生についてであります。

平成18年10月25日、西達布地区の加工用バレイショほ場1筆で生育不良のほ場をJAが土壤検診した結果、ナス科のジャガイモ、トマトなどの根に寄生し、養分や水分の吸収を妨げ収量を大幅に減少させる線虫であるジャガイモシストセンチュウの発生が疑われたため、北海道農業研究センターに依頼したところ、11月17日に発生が報告されました。

この報告を受け、10月22日、富良野市ジャガイモシストセンチュウ対策本部を設置し、圏域市町村、JAで構成するJAジャガイモシストセンチュウ対策本部との連携のもと、蔓延防止策を進めることとしたところであります。

その後、地区内の発生状況を特定するため、12月6日までに種バレイショ及び一般バレイショほ場をすべて土壤検診したところ、1月18日に新たに2農家、3筆のほ場で発生が確認されました。

市といたしましては、本市対策本部で効果的な蔓延防止策を関係機関団体と協議の上、講じてまいりたいと考えております。

3点目は、職員の懲戒処分についてであります。

地方公務員法第29条第1項及び富良野市職員懲戒処分等に関する規定第5条第1項の規定に基づき、平成18年12月28日付をもって職員の私行関係の非違行為に対する懲戒処分を行ったところであります。

懲戒処分の内容につきましては、平成19年1月1日より平成19年1月31日までの停職1カ月としたところであります。詳細は下記のとおりであります。

以上でございます。

議長（中元優君） 以上で、市長の行政報告を終わります。

### 日程第3

報告第1号 専決処分報告（公共施設における人身事故の損害賠償について）

議長（中元優君） 日程第3 専決処分報告を議題といたします。

本件について説明を求めます。

保健福祉部長高野知一君。

保健福祉部長（高野知一君） - 登壇 -

報告第1号専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1河野規定により、去る12月25日付をもって専決処分を行いました公共施設における人身事故の損害賠償につきまして、同条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

去る平成18年11月8日、富良野市老人福祉センター内において、寿大学の学生が機能回復訓練室に設置してあるローリングマシンを使用した際に、取り付け部分の皮バンドの取り付け穴が損耗により切れ、その弾みでおしりをついて倒れ、後頭部を打撲する身体の損害を受けたもので、その被害者の精密検査及び治療にかかる医療費に対し損害賠償を行ったものであります。

損害金は、検査及び通院治療にかかる医療

費が合計9,310円で、過失割合は富良野市が10割として示談したため、富良野市の損害賠償額は同額の9,310円でございます。

幸い、相手方の生命及び日常生活に支障を来す大きなけがなどはなく大事には至りませんでした。今後とも施設内の設備器具等の維持管理につきましては、定期的な点検等を実施し、適切な管理に努めてまいります。

以上でございます。

議長（中元優君） 本件について御発言ございませんか。

1番今利一君。

1番（今利一君） 説明を聞いて大事に至らなくてよかったなという気はするのですが、前定例会でもこういう人身事故というか、ブランコの事故がありまして、市の方として過失割合が100だったという報告もございまして、僕はやはり、きちっとした危機管理体制というか、そういったものがどうなっているのか、その辺を今きちっとお聞きして置かなければならないのかなと思います。

気をつけるという部分ではよくわかるのですが、そういった横とのつながりなんかをきちっとしていかなければ、今後こういう事故が起きる可能性がまたまたあるのではないのかなという気がしますので、その辺の体制についてどういうふうに今後考えておられるかお聞きしたいと思っております。

議長（中元優君） 御答弁願います。

市長高田忠尚君。

市長（高田忠尚君） 今議員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

全体的な行政としての危機管理ということで、御質問があったと記憶しておりますけれども、私は基本的に、もちろん行政がそれぞれの部署で危機管理的な状況というものを踏まえながら対応しているわけでございますけれども、当然、事故とというのは予測がつかないときに起きる問題もございましょうし、あるいは、もう一つは、不注意でそれぞれ起

きると、こういう状況もあるのではないかと考えておりますけれども、御質問の趣旨は十分御理解はいたしますけれども、以上、このような状況が起きて、その後の対応はどうするかというとは、対応処置はできるわけでございますけれども、事前にそういう状況を把握するという事は、これはなかなか難しい問題がございます。

ですから、ただいま前段で申し上げましたことを踏まえながら、常にそういう状況が起きないような形の対応を心がける、こういう方向の指導を私は徹底を図っていかなければならないと、このように考えておりますし、さらにそういう状況の対応については、敏速かつ誠意を持って当たるような状況づくりも考えていかなければならないと、このように考えているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。ほかにごいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、本件は、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告であります。

以上で本報告を終わります。

#### 日程第4

議案第1号 東4線道路改良舗装工事（東4線橋架換）請負契約の変更締結について

議長（中元優君） 日程第4 議案第1号 東4線道路改良舗装工事（東4線橋架換）請負契約の変更についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

助役松浦惺君。

助役（松浦惺君） - 登壇 -

議案第1号東4線道路改良舗装工事（東4線橋架換）請負契約の変更締結について、御説明申し上げます。

本件は、工事の一部設計変更により、平成

18年6月27日に議会の議決を得ている請負契約金額を増額して契約しようとするもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本件は、平成18年6月9日執行の指名競争入札の結果、平成18年第2改定例会に御提案を申し上げ、平成18年6月27日に議会の議決を得た落札価格に基づき2億2,365万円で同日契約をしたところでございます。

当初、契約では、橋梁の上部工及び前後の取りつけ道路の整備が主な工事内容となっておりますが、護岸工面積を170平方メートル、取りつけ道路延長を34メートルそれぞれ追加する設計変更を行う必要が生じ、このことに伴い、契約金額を1,633万8,000円増額し、2億3,998万8,000円に変更しようとするものでございます。

また、今回の設計変更に伴い、工期も当初の平成19年6月29日から平成19年8月31日に変更いたしますが、供用開始は完成部分から随時行う予定でございます。

なお、お手元に工事概要と図面を別途参考資料としてお配りしてございますので、御参照願いたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議長（中元優君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番広瀬寛人君。

4番（広瀬寛人君） ただいま御説明いただきました設計変更ということでございますが、まずは、1,600万円を超える増額であること、それから2点目に、こちら6月に入札が行われているときの入札結果がホームページ等に公開されておりますが、こちらの予定上限額をも660万円を超えているということをお察いたしますと、これが少なくとも議決された場合等に市民に対して最初の予定価格をこういう理由で設計変更をして変え

ているということを広報するようなお考えがあるのか1点。

それから、もう1点、決算特別委員会の際にも入札の結果の工事のあり方について、予定上限額は消費税を含まない価格で入れていて、入札をされた各事業者の価格については消費税を含んだ価格で表示をされていて、非常にわかりにくいという指摘があったと記憶しておりますが、1月15日の入札結果についての表示についても同じ形式になっているという認識をしておりますが、その修正についてお考えがあるか。

以上、2点お聞きをいたします。

議長（中元優君） 前段の方はよろしいと思うのですが、後段の部分については、この項とはちょっと質問が違うのではないかと思いますので、これはまた別の機会に質問をお願いしたいと思います。

4番（広瀬寛人君） はい、かしこまりました。

議長（中元優君） 御答弁願います。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） 今回の設計変更の契約変更でございますけれども、実はこれは継続事業でございます。18年、19年と継続する中、入札に伴って執行残が生じたわけでございます。これは防衛施設局の補助金をいただいております。その中で説明をし、協議した結果、実はこの今増加する部分については、19年度事業で計画を予定してございました。これを前倒しをしまして、この事業に新たに護岸工とそれから取りつけ道路の延長をその見合う金額で執行したいということで今回提案し、なおかつ予算の変更というのですか、締結の金額の変更をさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） 答弁漏れがございますので、追加して答弁願います。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） 入札の結果につきまして、これは最終的には随契になりま

す。現在やっている企業体でやっていきますから、広報の考えはこれからしていく予定でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第5

議案第2号 建物の取得について  
（富良野市中心街活性化センター）

議長（中元優君） 日程第5 議案第2号 建物の取得についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

助役松浦惺君。

助役（松浦惺君） - 登壇 -

議案第2号建物の取得について御説明申し上げます。

本件は、平成16年度より富良野駅前再開発株式会社が主体となり、富良野駅前地区市街地再開発事業にて建設を進めておりました富良野駅前地区第1種市街地再開発事業施設建築物の完成並びに国土交通省のまちづくり交付金事業の補助金交付決定に伴い、富良野市中心街活性化センターを取得するもので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定に基づく不動産であり、議会の議決を求めるものでございます。

なお、お手元に建物の取得の概要を別途資料としてお配りしてございますので、御参照



願いたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議長（中元優君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

3 番宮田均君。

3 番（宮田均君） 一つ目に、取得価格の正当性ということの判断基準ということで、再開発株式会社から取得するわけなのですが、この金額の正当性がどのように、私の判断で正当なのかというようなことの観点から質問させていただきますが、この事業の入札時の市の関与の仕方、入札方法で、そして流れとして今臨時会で決定していくのかという時期の関係、入札時の金額、取得時の公平さ正当性の判断、こちら辺をどのように考えているのか、流れをもって経緯を説明していただきたいと思うのと、これは取得後に関連したことなのですが、関連的には取得後の固定資産税の共有部分のことについて、共有部分の固定資産税はどうなるのかということについて御質問いたします。

議長（中元優君） 御答弁願います。

中心街整備推進室長細川一美君。

中心街整備推進室長（細川一美君） 宮田議員の御質問にお答えいたします。

取得価格の判断基準ということで、再開発株式会社等の入札時から取得に至る今議会にかかる経過ということでの御質問かと承知いたします。

本件につきましては、平成15年に富良野駅前再開発株式会社が発足いたしまして、富良野市とふらの農業共同組合が市街地再開発事業という事業指標によりまして再開発ビルを建設するというところでございまして、これらにかかわります、設計、調査設計並びに工事等の実設計、さらには入札等につきましては富良野駅前再開発株式会社がこれらの入札等の執行を行ったということございまして、私どもの方といたしましては、富良野駅前再開発株式会社の入札判断に基づきまし

て、工事費等の積算、あるいは事業費等の積算等がされたものと判断してございます。

また、今議会におきまして、建物の取得につきまして御提案をさせていただいてございますけれども、この施設につきましては、先ほど御説明をいたしましたように、まちづくり交付金事業において事業取得をするということから、さらには議会の議決に付すべき契約あるいは財産の取得ということから、本日の議会に御提案をさせていただいたと御理解をいただきたいと思います。

また、今後におきます取得後の固定資産税等の共有部分の扱い等につきましては、これらの取得財産については、ふらの農業協同組合、また富良野市がそれぞれ建物を取得するわけでございますけれども、専有となつてございます富良野市ふらの農業協同組合等の固定資産税については、取得後においてふらの農業協同組合等については固定資産税が課税されます。

また、市が取得する部分の活性化センターの部分等につきましては、固定資産税等については免除という形になるわけでございますけれども、共有部分等については、税法上不動産登記簿法からいきましても共有部分については保存登記がされないということになってございまして、いわゆる取得にかかわりま

す部分の専有にかかわる部分に対しての固定資産税、こういったものが評価をされると私どもの方は理解をしているところでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

3 番宮田均君。

3 番（宮田均君） ちょっと認識不足かと思うのですが、この富良野駅前再開発株式会社等に全部入札、あるいは建築の見積もり、すべてを任せてあるというようなことなのですけれども、この再開発株式会社を構成したときの市の関与、こちら辺のことが全く再開発株式会社ということについては、市は全く関与していないのだという今の形なの

でしょうか。

要するにこの金額は、向こうが提示したそのままの金額で市の方はこの取得に、以内ということですが、これは向こうから提示されたそのままの金額で買うということではないのでしょうか。

議長（中元優君） 御答弁願います。

中心街整備推進室長細川一美君。

中心街整備推進室長（細川一美君） 宮田議員の再質問にお答えいたします。

取得価格にかかわる部分での市と再開発株式会社の関与という問題かと思えますけれども、市として主たる部分でお話をいたしますと、この事業は市街地再開発事業という国、道、あるいは市の補助金等が入っております。事業における審査においては、市がこれらの建設費等にかかわる部分等の審査、こういったことは行ってございます。そういった面から見ます中においては、建設費等の取得価格等については適正な価格において積算がされ、今回の取得価格となっているかと私は判断しているところでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

2番佐々木優君。

2番（佐々木優君） 共有部分についての考え方というか、どのような割合になっているのかお伺いしたいと思うのですが、ふらの農協と市の持分ということで、さきにいただいた図面でオレンジ色に塗られている部分があるのですが、この取得の割合の根拠、そして宮田議員からもありましたけれども、固定資産税の関係についてもはっきりと、取るのか取らないのかという点と、それから、今後の維持管理にかかわる部分でどのような負担割合になるのか。お願いいたします。

議長（中元優君） 御答弁願います。

中心街整備推進室長細川一美君。

中心街整備推進室長（細川一美君） お答えいたします。

1点目の共有部分にかかわります市あるいはふらの農協の割合という御質問かと思えます。一つには、共有部分等にかかわる部分、特に建物の中でいきますと機械室とか、あるいはプロムナード、さらには駐車場、こういったもの等があるかと思えます。

私どもの方の中で、これらにかかわる工事費等についてはそれぞれ工事における事業費試算をいたしまして、それらの部分にかかわります利用面積、あるいは利用者等の利用数、こういったものを一つの基本といたしまして、それぞれ駐車場については、富良野農業共同組合といたしましては34.4パーセント、残りが市と、こういうような形で一つの今申しました比率に応じましての算定をさせていただいているのが内容的にございます。もう1点の固定資産の部分につきましては、共有部分については固定資産等はかからないとなっております。

またさらに今後の維持管理費等の問題等につきまして、機械室、プロムナード等々ございます。それぞれ取得をする富良野市、あるいは、ふらの農業協同組合の床面積に応じた割合で、維持管理経費の供用部分等についてはそれぞれ精算を行うという内容になってございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

2番佐々木優君。

2番（佐々木優君） 駐車場については数字をお知らせいただいたのですが、プロムナードだとかほかの部分の割合もこれと同じということなのでしょうか。

議長（中元優君） 御答弁願います。

中心街整備推進室長細川一美君。

中心街整備推進室長（細川一美君） そのほかの部分のプロムナード、機械室等共同利用施設等については、今の率ではなくて、それぞれ各店舗、あるいは市のかかわる部分等については、工事費において積み上げ計算ということで、先ほど申しました面積を含めながらの考え方の中で積み上げをさせていただ

いて、それぞれの建物にかかわる共同利用施設等にかかわる部分については工事費の積み上げで行っているという内容でございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

2番佐々木優君。

2番（佐々木優君） 積み上げはわかったのですけれども、その具体的な数字というのはまだ明らかにはできないのか、わからないのかという点で、もう一回お伺いいたします。

議長（中元優君） 御答弁願います。

中心街整備推進室長細川一美君。

中心街整備推進室長（細川一美君） 答弁いたしますけれども、割合ということではなくて、あくまでも工事比率等を含めた中で算定してございます。

一例で申しますと、共同利用施設の中でも電気とか機械等の供給施設等については約2,300万円ほどかかっていますけれども、そのうち市の部分で約2,000万円、残りが農協、こういうような形での部分での積み上げに基づきまして積算をされた額になっていると御理解いただきたいと思えます。

議長（中元優君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議がございしますので、起立により採決をいたしたいと思えます。

本件について、原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中元優君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されま

した。

日程第6

議案第3号 建物の取得について  
（公営住宅）

議長（中元優君） 日程第6 議案第3号 建物の取得についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

助役松浦惺君。

助役（松浦惺君） - 登壇 -

議案第3号建物の取得について御説明申し上げます。

本件は、平成17年度より富良野駅前再開発株式会社が実施主体となり、富良野駅前地区市街地再開発事業にて建設を進めておりました富良野駅前地区第1種市街地再開発事業施設建築物の完成並びに国土交通省の地域住宅交付金事業の補助金交付決定に伴い、富良野市公営住宅を取得するもので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定に基づく不動産であり、議会の議決を求めるものでございます。

なお、お手元に建物の取得の概要を別途資料として配付してございますので、御参照願いたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議長（中元優君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） 公営住宅の取得建築物なのですが、再開発株式会社がやはり同じように工事を発注して建物を建てたというように、それを取得するわけなのですが、このことについて市はどのように関与し、入札の関与、あるいは入札方法に関与していたのか。

それと、これは民間ですから、この金額に

については、大体、市の坪単価という公営住宅の約70万円という形で坪単価が計算すると出てくるわけなのですが、これについては民間が発注しているわけですが、これ以上安くならない、安くなっていないというあたりの理由をお聞かせ願いたいと思います。

議長（中元優君） 御答弁願います。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） 宮田議員の御質問にお答えしたいと思います。

この公住の取得でございますが、市街地再開発事業で建設した保留床の公営住宅整備事業によって市が取得するものでございます。これについては、駅前再開発ビルが事業主体となったものについて取得するという事になってございます。

もう1点、このかわり合いについては設計の審査はしてございます。そのほかの発注行為等については、再開発ビルの方でやってございます。

それから坪単価の件でございますけれども、実はこの部分につきましては、全体で5階の20戸ということで、住宅部分の面積が1,813.33平方メートルでございます。この金額を申しますと、約1戸当たり1,341万4,000円になってございます。

これを近傍と比較しますと、つい最近、北の峰の方で公住を建てております。この部分の中で、最終的に14年度に建てたD棟がございまして、これが戸当たり平均しますと1,762万7,000円になってございます。これは2階建ての1棟4戸、それからG棟でございまして、これも2階建てで1棟4戸でございまして、これは戸当たり平均1,735万6,000円となっております。それから同じく、これは単身者用でございまして、E棟を建ててございまして、これが2階建ての1棟4戸で2棟、これにつきましては、戸当たり1,484万円というような、これが市の方で公住事業の方で建てかえをやってございまして、これは、面積が戸数が多くなれば坪単価は減るというような事

例が出てございます。坪単価は計算してございません。

以上でございます。

議長（中元優君） 御答弁願います。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） 平米で戸当たりで計算してございますので、坪単価は後ほど説明させていただきたいと思っております。

議長（中元優君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時13分 開議

議長（中元優君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

先ほどの質問に御答弁願います。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） 宮田議員の御質問にお答えしたいと思います。

公住の買い取りの坪単価でございますけれども、3億8,530万円を545坪で割っていただきますと70万7,000円という金額になると思っております。この3億8,530万円につきましては、建物と土地代を含んでございまして、

ちなみに北の峰の17年に建設したE棟でございまして、これを坪単価に置きかえますと、1坪当たり73万8,000円という数字、17年に建てた結果でございまして、

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） 今の説明ですと、坪単価が約70万円だと、それで17年度に建てた北の峰の坪単価が73万円8,000円だったということは、民間手法でやって少し値段が下がっているという市はこの坪単価の部分でいうと判断をしているわけですか。そこから辺の値段的な公正さ、あるいは、この手

法がもたらす影響についての最終的などという判断を市の方ではしたのかということをお聞きさせていただきたいと思っております。

議長（中元優君） 御答弁願います。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） この結果、駅前の公住については5階建ての20戸という戸数でございます。北の峰については2階建ての4戸ということで、建設費は戸数が少ないほど割高になるという部分だというぐあいに判断してございます。

基本的にこの部分については、市街地の再開発事業の建設した保留床の公住の整備事業のうちの方が公住を買い取るということになってございます。この要領に基づきまして財産の取得をしてまいったというぐあいに考えています。

議長（中元優君） ほかにございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議がございまして、起立により採決をいたします。

本件について、原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中元優君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

## 閉 会 宣 告

議長（中元優君） 以上で、本日の日程を終わり、本臨時会の案件は、すべて終了いたしました。

これをもって、平成19年第1回富良野市議会臨時会を閉会いたします。

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成19年 1月26日

議 長 中 元 優

署名議員 広 瀬 寛 人

署名議員 東 海 林 孝 司